

## 議案第111号

### 市長の給料月額の特例に関する条例案

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）に基づく市長の給料月額は、当分の間、同条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

（令和元年7月から同年12月までの各月分の市長の給料月額の特例）

2 令和元年7月から同年12月までの各月分の市長の給料月額についての本則の規定の適用については、本則中「100分の40」とあるのは「100分の60」とする。

（市長の給料月額の特例に関する条例の廃止）

3 市長の給料月額の特例に関する条例（平成27年大阪市条例第114号）は、廃止する。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

市長の給料月額の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参考)

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

別表（第2条関係）

職員	給料月額
市長	1,669,000円
省 略	省 略

市長の給料月額の特例に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）に基づく市長（この条例の施行の際現に市長の職にある者に限る。）の給料月額は、同条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 市長の給料月額等の特例に関する条例（平成23年大阪市条例第65号）は、廃止する。